

令和6年第1回（1月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月26日（金）午後4時00分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会   会長挨拶	事務局長	<p>それではただ今から令和6年第1回（1月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶の前に、根布さんの方から一言という事で、根布さんお願いします</p>
	根布委員	<p>先日は大変お忙しい中、母の葬儀にお参り頂きましてありがとうございました。</p>
	事務局長	<p>それでは、種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
	会 長	<p>皆さんご苦労様でございます。今年は1月1日の4時過ぎでしたか大きな地震により、大変な状況になり230名余りがお亡くなりになりました。建物も4万戸以上の被害があり、かつてない状況になっております。このかほく市においても、いろいろな所で影響があるとお聞きしております。特に、今日出席の長原委員の地区の大崎では、家屋が大変な状況になっていることもお聞きしております。今日は農業委員会の方から大崎の松原推進委員と長原委員にお見舞いを用意してありますので、先にお渡ししたいと思います。よろしいですか。</p> <p>長原委員さんへ渡す。</p>
	長原委員	<p>皆さんありがとうございます。</p>
	会 長	<p>地震は今しばらく震度3程度がずっと続いている状況でございます。今年はどうなるのか非常に心配であります。このような状況が続いており、能登の方では農地の調査が殆ど進んでいないとお聞きしております。農地被災になると今年は水稻耕作が出来ないところがかかり出て来るのかなと思っております。そうしますと全体的に農業委員会としても奥能登の方では農地をどうするのか非常に大きな問題でありますし、また、県内全体としても、育苗から始まります春の作業をどの様に進めていくのか色々な面で影響があると思っております。</p> <p>今この様な状況でございますので、少しこの状況を注視しながら良い方向に一步步進んで行く、それしかないのではないかと考えております。また、行動等についてもよく注視して頂ければ有難いなと思っております。</p> <p>簡単ですけれども挨拶としまして、早速始めたいと思います。</p>

<p>欠席委員確認 議事録署名委員の指名</p>	<p>会 長</p>	<p>本日の欠席委員は、今本委員 1 名ということでございます。それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。署名委員に 2 番 長原委員、4 番 松本委員 をお願いいたします。次回、総会開催日に署名・捺印の程お願い致します。本日、現地調査にあられました、2 番 長原委員 4 番 松本委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。それではですね、早速始めたいと思います。最初に事務局からお願います。</p>
<p>議案書の訂正</p>	<p>事 務 局</p>	<p>議案審議の前に議案書の訂正をお願いします。1 ページ次第の議案審議の各議案番号であります。議案第 47 号を議案第 1 号に 議案第 48 号を議案第 2 号に 議案第 49 号を議案第 3 号に 議案第 50 号を議案第 4 号に 報告第 17 号を報告第 1 号に 報告第 18 号を報告第 2 号に訂正をお願いします。各ページの番号も訂正願います。申し訳ありませんでした。</p>
<p>議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>会 長  事 務 局  事 務 局</p>	<p>それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」でございます。 議案書 2 頁、議案資料 1 頁から 2 頁をご覧ください。</p> <p>【議案第 1 号 整理番号 1 番から 3 番について朗読説明】 整理番号 1 番・3 番は所有権移転。整理番号 2 番は賃借権の設定になります。 整理番号 2 番については、新規の取得になり、譲受人の方は、現在金沢市にてご兄弟でれんこんを耕作しております。今回独立することになり、令和 5 年 8 月に青年等就農計画認定を受けておられます。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 1 号整理番号 1 番から 3 番の説明を終わります。</p>

議案第1号 農地法第3条 許可申請	会 長	只今事務局からご説明がございましたが、この件につきまして、本日、現地調査に当たられました委員より報告をお願いいたします。
	当番委員	<p>長原委員 現地調査</p> <p>今日午後から松本委員と二人で現地を確認してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号1番ですけれども、現在も、西瓜やさつま芋を作っておりますし、その周辺も全部耕作しておりますので、これからはかほく市の特産物を作るという点では問題無いかと思います。</li> <li>・整理番号2番 今ほど事務局から説明があった通り、新規就者で蓮根を作られるという事です。現地は昨年まで水稲を作っていた様ですが蓮根田にするということで特に問題は無いと思います。</li> <li>・整理番号3番につきましては、金沢市内で果樹（梨）を作っており、現在かほく市で耕作している隣接地を新たに求めてこちらに来られるという事です。引き続き梨畑を広げていくということです。現況では、麦を作っていますが梨畑にするということで、特に問題は無いと思います。 以上です。</li> </ul>
	会 長	それでは、次の地区担当委員の意見ですが、現地調査の長原委員一緒ですので、割愛したいと思います。
	地区担当委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号1番 長原委員（現地調査で報告）</li> <li>・整理番号2番 長原委員（現地調査で報告）</li> <li>・整理番号3番 長原委員（現地調査で報告）</li> </ul>
	会 長	ほかにご意見がございましたらご発言のほど、お願いをしたいと思います。
		2番の件ですが、ご兄弟で白尾においでるのですか。
	長原委員	金沢にお兄さんはおいでます。ご自身は白尾のアパートにおいでますがこの度独立されるということです。住所は認定をかほく市で受けたいので移したという事です。
	会 長	<p>分かりました。</p> <p>何かご意見ございませんか。特に無いようでございますので採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	会 長	全員挙手により、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。



<p>議案第 2 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。</p> <p>また、整理番号 6 番については、転用事業者が令和 3 年に擁壁工事を行った際に転用事業者が代表している自動車会社の資材置場として利用しており始末書が提出されております。</p> <p>整理番号 10 番については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」との理由により、第 1 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断する事ができます。また、7 ページの報告第 1 号畑地転換届と関連しておりまして、田 1 筆を畑に転換し、住宅建設に必要な面積を転用しております。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 2 号及び議案第 3 号の説明を終わります</p>
	<p>会長</p>	<p>事務局からご説明がりましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>長原委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更 1~4 番及び整理番号 9 番</li> </ul> <p>整理番号 1 番、2 番、3 番、4 番につきましては、今、事務局から説明のあった通りでして、当時、資材置場ということでしたけれども、社員、並びにお客さんの駐車場、それと会社に隣接する所に公園を作るという事で計画変更があったと思います。すぐ隣に、農地がありますがきちんと整理されておりますので、農地への影響は無いかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更 5 番</li> </ul> <p>続いて 5 番ですけれども、これにつきましても、既に工場が建っております、説明された工場自体の規模が縮小されており、そして一部に資材置場となり特に周辺への影響は無いと思っております。</p> <p>それに関連しまして、先ほど言いました、議案第 3 号の整理番号 9 番のこの地域についても、当時転用者が変更されたことよりの手続から問題はないと思います。私の方からの報告は終わります。</p>
	<p>会長</p>	<p>それでは続いて説明をお願いします。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>松本委員現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番ですが、これは工事用の農地で、工場の増設で問題無いと思います。</li> </ul>

<p>議案第 2 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>松本委員現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理番号 2 番ですけど、ここも住宅用地ということですが、周りも住宅が建っていましたので問題なかったです。</li> <li>・ 整理番号 3 番ですが、ここは親子でお家を建て前の土地を駐車場にするということで問題ありませんでした。</li> <li>・ 整理番号 4 番ですが、宅地造成用地としてここも問題ありません。</li> <li>・ 整理番号 5 番も同じく自己住宅用地としては大丈夫でした。</li> <li>・ 整理番号 6 番も先程事務局より説明がありましたとおりで、資材置場として擁壁を設置してありましたので問題ないと思います。</li> <li>・ 整理番号 7 番は、田んぼですが宅地造成用地として前方も住宅地になっているので、それに続いて住宅地になるので問題ないと思います。</li> <li>・ 整理番号 8 番も同じく畑ですが、宅地造成用地として周辺が住宅地になっておりますので問題無いと思います。</li> <li>・ 整理番号 10 番ですが、田んぼを畑に転換し、宅地に必要な分だけを転用して、新しいお家を建てます。隣接地に住宅が建っておりますので問題ないと思います。</li> </ul> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>会 長</p>	<p>それではこの件につきまして地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。先に長原委員の方から報告ありましたので計画変更 1~4 番及び整理番号 9 番につきまして割愛したいと思います。それでは、計画変更 5 番につきましては中村委員にお願い致します。</p>
<p>地区担当委員</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画変更 1~4 番及び整理番号 9 番 長原委員 (現地調査で報告)</li> <li>・ 計画変更 5 番 中村委員 これは当初と同じになりますけれども、工場の計画変更という事なので問題は無いかと思えます。</li> <li>・ 整理番号 1 番 竹田委員 申請地は譲受人の工場の隣の土地でありまして、特に問題は無いかと思えます。周りに畑等もありませんでした。</li> <li>・ 整理番号 2 番 (今本委員：欠席) 本日欠席されております今本委員より、「現地確認した結果、父親の住宅の隣に、家を息子さんが建てるという事で、特に問題ない」というように報告を受けております。</li> </ul>

<p>議案第 2 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理番号 3 番 高橋委員 私も現地調査してきました。この譲受人の方と親子関係という事で、先程松本委員からも説明ありましたとおり、駐車場用地にしたいという事で問題ないかと思えます。</li> <li>・ 整理番号番 4・5・6 番 油野委員 整理番号 4 番、5 番、6 番になりますが、22 日の午前中に現地を視察して来ました。 整理番号 4 番につきましては、現地を見ますと数年来耕作されておらず、宇野気駅に続く幹線道路沿いの土地で、家が連担しており、そこを宅地造成するという事で他の農地に影響を与えるものではなく問題は無いと思えます。 整理番号 5 番につきましては、地区の公民館前の道路沿いです。、現地視察しましたが、他の農地に与える影響はなく問題はないと思えます。 整理番号 6 番につきましては、事前に司法書士から連絡がございまして、22 日の午前中視察してきました。宇野気駅に続く道路沿いの土地ですが、東側は崖になっており L 型擁壁がされていました。事務局から説明がありましたが、令和 3 年より使用していることから始末書が提出されている事ですけれども、既に自動車が数台置かれた状態した。周辺には農地は無く自動車工場の東側の土地でありまして、周りは家屋が連担し完全道路沿いである事から問題は無いかと思えます。</li> <li>・ 整理番号 7 番 末廣委員 整理番号 7 番ですけれども、道の反対側に関しては宅地が広がりを見せている場所でもありますし、???? どれも宅地に繋がるという様な場所で、問題無いかと思えます。</li> <li>・ 整理番号 8 番 末廣委員 整理番号 8 番につきましては、現況は畑なんですけど宅地の中にあるので、問題ないと思えます。</li> <li>・ 整理番号 10 番 松本委員（現地調査で報告）</li> </ul>
	<p>会 長</p>	<p>それでは、他にご意見がございましたらご発言のほどお願いします。何かございませんか。</p>
	<p>村井委員</p>	<p>議案 2 号、3 号ですが計画変更ですが、例えば、整理番号 1 番の件ですが、令和元年に許可を受けて未だに台帳が「畑」という事で、もう一度変更申請があがる案件と見ています。例えば開発行為した時に、農業委員会で許可を受けてから登記するまでの期間に何</p>

議案第 2 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請	村井委員	か定めとかないのですか。と言うのは、ずっと前の案件がこのようにして、何もしない状態で後になってまた計画変更という事で申請することについて何か決まりがあれば教えていただきたいなと思います。
	会 長	この件につきまして、事務局の方から何かございますか。
	事 務 局	期間の定めは特にありませんが、農転許可の後は定期的に現況を報告するということが出て来ますので、まだ何も進んでいませんかという確認はとっている状況になります。 昔の話をすれば、昔のものは結構そのまま何もしない状況の所はありますが、最近は進捗状況を報告することになっていきますので、県からは必ず問合せがあります。
	村井委員	分かりました。ありがとうございます。
	会 長	最近の確認しながら、進捗状況をチェックしているという事やね
	村井委員	そしたら、転用で許可貰ったけど、全くそのままになつとるということもあり得るといふ事やね。 では、そんな場合は、例えば、もう一回出さなくてはならないのか。
	事 務 局	許可がそのままになっているので、変更届として出していただく事になるんですけど、前の計画がありながら、所有者も変わるという事も多々ありますので、その辺は事務局で確認しております。
	油野委員	お聞きしますが農地の転用許可下りたら、税務課へも報告はいくのか。
	事 務 局	税務課へは行っております。
	油野委員	私、税務にいた事がありましたから、確か農地転用許可が下りた場合に、税務課では地目変更がない場合、例えば、介在畑として評価します。普通の一般畑よりも確か評価が高いはずで。そのまま、その登記を変えてないと介在畑としてずっと評価し、評価は高いままで。
	事 務 局	油野委員さんがおっしゃられたとおりで、宅地並み課税になります。高い税金を払っている状況になります。
	会 長	それでは、他に何かご意見ございましたらお願いします。

議案第 2 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請	大田委員	今の「公園及び駐車場用地」ですが、及びとはどこか色分けになっているのですか。公園と駐車場では全然違うので。
	長原委員	私は図面を確認しましたが、ここは公園、ここが駐車場と分けられていました。全部一体となっており転用された中で、ここが公園、ここが駐車場と筆では分けてないです。
	大田委員	恐らく、それで分筆したりとかはしないげんね。 それは雑種地の扱いですか。
	事務局	開発行為だと緑地帯がどうしても必要になる為、ある程度緑地帯を設けるルールになっています。公園として利用する事で通常の緑地帯よりは広めになる格好にはなると思います。
	大田委員	緑地帯みたい絡みで公園にしていますか。
	事務局	緑地帯を含めて公園にしているという事で、駐車場は駐車場であって別の場所です。
	会長	図面があるという事なんで、図面の中でチェックしたという事です ね。他に無いですか。 無いようでしたら、それでは採決に入ります。議案に賛成の方は 挙手をお願いします。
議案第 4 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認	会長	全員の挙手により「議案第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更 申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び「議案 第 3 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案 のとおり意見決定致します。
	会長	続きまして、「議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による利用 権設定等の承認について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案第 4 号 利用権の設定 整理番号 1 番について朗読説明】 【議案第 4 号 所有権の移転 整理番号 1 番について朗読説明】 利用権の設定 整理番号 1 番については存続期間満了による再設 定です。 所有権移転 整理番号 1 番については、令和 5 年 7 月より利用権 設定を行いました。今回取得することとなりました。 農用地利用集積計画が本市基本構想に適合しており、農業経営基 盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものと考えら れます。 以上で、説明を終わります。

議案第4号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認	会 長	事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。
報 告	会 長	全員挙手により「議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」は原案のとおり承認いたします。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第1号 畑地転換届出	事 務 局	【報告第1号 畑地転換届出について】 朗読説明
報告第2号 農地法第3条 の3第1項の 規定による届 出	事 務 局	【報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について】 朗読説明  報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第1回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1運動」についてですが、 今月は農業委員11番・12番・推進委員Aグループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	11番 大田委員 地震により特にありませんが、農業自体が新年度に入った感じが す。色々課題がある中で地震があり、進まないこともあれば、新しい 課題もあります。ぶどう畑に関して生産組合で調査した結果、圃場 に被害が無いと報告を受けております。河北台灌漑用水の件で、 段階を踏んで通水試験を実施している状況です。砂が詰まりポンプ が上がらなかったようで、除去作業し再度、ポンプ場の1号から10 号までの各責任者の立会の下、通水確認検査を河北台土地改良区が 実施します。うまく通水できるかとても心配をしております。 また、地区の田んぼも同じですが、圃場整備のパイプラインがあり まして、ポンプの試験運転を市より行うように聞いております。 先に試験運転をしないと水稻が始まる3月・4月になってから不都合 があっても困るので区の生産組合に要望してあります。 その中において二ツ屋地区では農事組合法人になりましたので、皆

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	<p>様方の中には先輩法人の方もおいでますので、色々教えていただきたいです。</p> <p>ぶどうの担い手の問題ですが、総売上は例年通りですが、高松ぶどうと言われているデラウェアは、12・13年前より半減しております、それをルビーロマンがカバーしている感じです。売上としては1億円超えています、市場からは「高松ぶどうが欲しいげんぞ」と話があります。だんだんと生産者も畑も減ってきておりまして、辞められる方がいるようなら、もっと情報を密にして耕作できる方に繋げていきたいと思っています。生産組合として「高松ぶどう」を守っていききたいと思っています。よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
	会 長	パイプラインの関係は、市の方で何かあるんですか。
	事務局長	<p>今、震災に関連して壊れているかも知れないことから、冬場は電気が止まっていると思いますが、北電へ申請し通常の料金で対応して頂けるとというのが、先ず1点あります。</p> <p>その電気料についての補助は、今、県で支払いをする方向で検討をしているという所で、まだそれ以上のことは連絡がありません。今は、施設に被害が無いかという事を出来るだけ早くに確認して頂くのが先ず1点です。もし、それが被災していたという事になると、災害復旧事業としてなるべくなら国の補助を受け直していきたいと思っています。先ず、電気を通して施設を確認し、無事を確認する事をお願いしたいです。その結果、何かあれば報告、写真を撮って頂いて、場所の報告をお願いしたいと思っています。</p> <p>各地区で実施して頂きたいです。例えば、河北台土地改良区の施設となると、生産者の皆さんが「わっと」市役所に押しかけると大変な事になるので、土地改良区でまとめていただいて報告をして頂くという流れになります。</p>
	大田委員	田んぼについては。
	事務局長	田んぼについては、例えば、二ツ屋地区なら二ツ屋地区で、気屋地区なら気屋地区で報告して頂きたいです。
	大田委員	申請書を提出しなくても電気料が安くなるとか。結局は試験の為に、使わない時にスイッチを入れることになるので。
	事務局長	電気は、北電さんになりますので申請主義ですのでお願いします。
	会 長	どちらにしても、早めにチェックだけはしないと、行き当たってですと大変なことになりますので各地区実施が必要だと思っています。

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	では、続きまして、村井委員の方からお願いします。
	当番委員	<p>12番 村井委員</p> <p>実は、私も生産組合長しております、今月直ぐに申請し3日間から4日間の期間で実施し、3年程前に出来た圃場整備のポンプ場を一応確認しました。特に何とも無かったです。</p> <p>建物自体の被害はありませんが、建物の周りが2～3cm下がっていました。漏水は特に無かったので、一安心している状況です。</p> <p>もう1点は、圃場整備が進んでおり、今年からもう営農組合の方で耕作してほしいという話もあり、早急に話を進めたいと思っております。</p> <p>もう一つは、地域計画の策定で、これからの話ですが圃場整備が進んでいることから、次の耕作者についての話を3回くらい集まり進めている所でございます。</p> <p>それからもう1点は、農地を売買したい相談があり、2筆で圃場整備の地区外になります。今耕作している方に相談し話を進めていきたいと思っております。</p> <p>それから、今年の圃場整備工事に係る県の予算が付かないことから予定が狂い、今年の作付状況が変更されてるので、2月中旬に最終的にはどうするかを皆で検討する予定です。</p> <p>以上です。</p>
	会 長	それでは次、推進Aグループ酒尾委員の方からお願いします。
	当番委員	<p>Aグループ推進委員 酒尾委員</p> <p>農地の動きに関しては、特に問題ないと思っております。地震の関係なんですけれども、指江生産組合では、北電の方は取りあえず、1週間使わせてもらいますと言う感じで、実質は1日で終わりましたが、目視で特に問題は無かったのではないかと思います。大きい堤について、ひび割れしてる所もありますが、いつもと変わった所もないので問題はないと思っております。以前に市や県の方に見て頂いた時も濁ってない水なので大丈夫でしょうとのことでした。</p> <p>以上です。</p>
	当番委員	<p>Aグループ推進委員 東委員</p> <p>去年7月の水害では用水の取組み口が全て埋まり、業者により作業して昨年の暮れまでに整ったところの地震でその後どうなったか確認している所です。長柄用水について今どうなっているのか気にしております。とにかく震災で、業者の重機もあちこち引っ張りだこで大変かも知れませんが用水の方も業者をお願いして頂きたいと思っております。</p> <p>それと今月に入りまして、この地震を受けて地元の法人組合員で</p>

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>当番委員</p>	<p>すがネギを河北潟の近くで耕作していますが、土の所の地盤が固く水はけも良くないことから、上手く耕作できないという事です。先般3反程、それ以上の空いているところはないかという事で、中沼の農地を探してみましたが、ほぼ県に貸していますので無理とお話ししました。近隣の生産組合長へ話を持ち掛けてます。もし、皆さんの所で空き農地があればご紹介下さい。よろしくお願い致します。</p>
	<p>会 長</p>	<p>また、そういう場所があればお知らせ頂ければと思います。では続きまして、根布委員の方からお願いします。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>Aグループ推進委員 根布委員 先程からもお話ありました、送水管の関係ですが生産組合長として連絡を頂き、北電へ手続きしました。 高圧の圧送ポンプで宇ノ気川から大きいポンプで上げてます。圃場整備の送水とは違いまして、保安協会と北電と連絡を取り進めています。2月中旬より作業に入ることから例年より半月ほど早くなります。圧送ポンプの関係です。 昨年末からですが、地区でも稲作を辞めたい2人より相談がありました。1件目は、農機具の修理費が高いという話がありました。もう1件は、70歳後半で、来年もう1年は耕作しようと思うが、急に体調が悪くなったので家族と相談したところ辞めることにしたとのことです。 もう1件目は作付けに関して、営農組合が未だ発足していないので、第三者に委託し話は終わりました。早く圃場整備も営農組合も早く作らないといけないなと思っております。 以上でございます。</p>
	<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。 それではですね、今回は、1番 油野委員、2番 長原委員、来月はBグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北都市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>村井委員</p>	<p>それではまずは地震関係で、2・3点被害状況ですが、農協では共済をしておりますので重要なことです。 かほくでは、大きい被害はやはり大崎から内灘の宮坂までと、それから内灘の橋を渡り中学校のグラウンドの辺り少し行った所までが、極端な液状化によって家屋が共済でいう全損の部分が多いで</p>

いしかわ農業  
委員会活動  
1・1・1 運動  
推進状況報告

村井委員

す。今農協では共済関係の受付をしておりますが、18日現在で、1,724件の受付がありました。その内、宇野気、高松、大崎を中心に、高松では内高松が特に被害が酷いです。その辺で658件の受付をし、まだ、毎日少しずつ受け付けています。実は、地震というのは、共済上、普通の火災とか自然災害と違い、例えば、どこか壊れ部分の見積もりをその分に対して共済金を払うのではなく、査定員が全国におりまして、その人達が一斉に石川県に入り、1件、1件、この家がどれだけ傾きがあるのか、どれだけ壁面にひび割れているか、沢山の項目による査定方法があり、それをひとつひとつ見て建物は全損ですよとか、この建物の被害は50%ですよと調査に回ります。査定員が全損と判断した場合、通常の保険で火事だと燃えてしまえば100%保険は下りますが、皆さんご存知の通り、地震ですと全損でも50%しか下りないという事になっております。しかも、被害が5%以上で全損となっておりますので地震の見方という事になります。ですので、査定員が、柱の傾きや壁が割れているのを査定するようなことです。実際、受付した658件の内、今のところ建物の全損は48件がです。査定員が順番に査定してありますが、全部見た訳ではないのですが、既に確定したものについては、保険金の支払いは、どんどん進めている状況となっております。

火災保険だけ加入している場合は、地震保険は全く下りませんし、農協の共済で掛け捨てではない「建更」に入れば地震がついております。それからもう一つ、皆さん恐らく知らないと思いますが、自動車保険についてです。人に当たったり相手に傷つけたりという部分は対物や対人がありますが、その他に車両保険について、例えば、自分がどこかの電柱に当たった場合でも保険が下りるのが自動車保険です。実は、どこの保険会社でも一緒ですが、地震と津波と火山爆発は、滅多に起きないという事と被害が凄く大きいという事で、自動車保険については一切出ません。ということは、駐車場に置いてある車が潰れてしまったとしても、保険は一切出ませんというのが今の地震の場合の自動車保険なんです。ただ、地震でも一部出るという特約に入っていた場合50万円だけ、例えば、買った当初400万円の価値があるので車両保険に入られますが、全損になれば400万が入って来ます。ただ地震の時は全く出ない。それでも、特約の50万に入っていると何とか50万は出ます。ということで、自動車保険については全く保険が下りないことで、どうしようもない事でございます。

それから、農協の施設被害ですが津幡東支店です。山手にありますが周りが下がってしまい、犬走が割れ、その横の農業倉庫の犬走が下がりました。倉庫内の米も散見されたという様なことです。

次に農業の関係ですと、内灘の基盤整備した所がここ1・2年は耕作できない状態です。約50haありますがほぼ全滅な感じですが、パイプラインが、ズレてしまい農地がひび割れるなど液状化で田ん

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	村井委員	<p>ぼの中に割れ目が入り、そこから砂が吹き上げとるという状態です。田が波打ち、もう一度圃場整備を行わないと田んぼとして利用できない状態と聞いております。</p> <p>それともう一つ、内灘の畜産でも被害を受けております。畜産での大きな被害は断水です。水がないと今でも断水していますが、牛に飲まず水が無く、当初は震災から3日位は水が無かったので、どんな水でも与え、その部分の乳を全部廃棄したと聞いております。周辺地自体等の助けにより何十トンとタンクローリーで運び、その水を確保している状況でございます。</p> <p>まだまだ、被害の状況が山手も含めて未だ入ってきてない状況でございますので、これから一つ一つ調査しどのぐらいの被害になるか未だ確定しておりません。このような状況の中で、稲作まで3ヶ月位になっております。復旧には、結構時間が掛かる状況でございますので注視していきたいと思っております。以上、皆さんにお知らせをしておきます。</p>
その他	会 長	<p>どうもありがとうございます。 地震は、良い事がひとつもないことがよく認識出来ました。</p>
その他	会 長	<p>それでは、その他というところで、事務局よりお願いいたします。</p>
その他	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借料情報について</li> <li>・令和6年度かほく市農業委員会総会等の開催日程について</li> </ul>
その他	事務局長	<p>次回、2月の総会につきましては、2月26日（月）午後1時30分から予定をしております、場所は302会議室です。総会終了後に石川県農業会議の方が来られまして、農業者年金及び農地ナビについての講習会を40分程行いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>現地調査の当番委員の方は、3番 今本委員さん、5番 前多委員さんでございます。推進委員の方は、Bグループの出席となります。よろしくお願い致します。</p> <p>今月（1月）の委員報酬は、2月末に振り込む予定でございますので、ご確認をお願い致します。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
閉 会	会 長	<p>他に何かございませんか。 無いようでしたら令和6年1回（1月）の農業委員会総会を終了いたします。</p>

17時45分終了

議事録署名委員

会長



2番



4番

